**第二条**　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百四条第一号イ(4)中「ロ(4)及び次号ロ」を「以下この条」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　三十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　百万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百二十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　四十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　百二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百四十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、十万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　六十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、十五万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　七十五万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、十五万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　八十万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　九十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

附則第十五条の五第一項中「支給する」の下に「とともに、平成三十一年四月三十日以前の日における第九項第一号ロ又は第二号ロの雇入れ（当該雇入れに係る求人の申込み又は労働者の募集が同年三月三十一日までに行われている場合に限る。）について、三年以内既卒者等採用定着コース奨励金を支給する」を加え、同条に次の四項を加える。

9　三年以内既卒者等採用定着コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次に掲げる者（以下このイにおいて「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。次号において同じ。）若しくは職業紹介事業者等（三年以内既卒者等採用定着コース奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に提示している者に限る。次号において同じ。）への求人の申込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行つた事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、(1)、(2)若しくは(5)(i)若しくは(ii)に規定する施設を卒業し、若しくは退学した者（学校教育法第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次号において「高等学校」という。）を退学した者を除く。）又は(3)若しくは(4)に規定する施設の行う職業訓練を修了した者若しくは当該施設を退校した者（以下この号において「第一号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を行つた場合（第一号対象者が卒業若しくは退学又は修了若しくは退校の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

(1)　学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）を除く。以下このイにおいて「学校」という。）の学生若しくは生徒であつて卒業することが見込まれる者又は学校を卒業し、若しくは退学した者

(2)　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（以下このイにおいて「専修学校」という。）の生徒であつて卒業することが見込まれる者又は専修学校を卒業し、若しくは退学した者

(3)　職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設（以下この(3)において「施設」という。）の行う職業訓練を受ける者であつて修了することが見込まれるもの、施設の行う職業訓練を修了した者又は施設を退校した者

(4)　職業能力開発総合大学校（以下この(4)において「大学校」という。）の行う職業訓練を受ける者であつて修了することが見込まれるもの、大学校の行う職業訓練を修了した者又は大学校を退校した者

(5)　次に掲げる者であつて、(1)から(4)までに掲げる者に準ずるもの

(i)　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下この(i)において「各種学校」という。）に在学する者であつて卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業し、若しくは退学した者

(ii)　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下この(ii)において「外国の教育施設」という。）に在学する者であつて卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業し、若しくは退学した者

ロ　イの求人の申込み又は労働者の募集に応募した第一号対象者であつて、イの卒業若しくは退学又は修了若しくは退校後において、同一の事業主の適用事業に引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用されたことがないものを通常の労働者として初めて雇い入れた事業主であること。